

## 産前・子育て応援ヘルパー派遣のご利用について

	産前ヘルパー	子育て応援ヘルパー
対 象	つわりがひどいなど体調不良のため家事や育児が困難で、周りから支援を受けられない妊婦	周りからの支援を受けられず、日常的な家事の実施が困難であるため、保護者の養育を支援することが必要と認める乳幼児のいる家庭
派遣期間	母子健康手帳取得後から出産日までに20時間以内	出産後から子どもの就学前まで
利用内容	月曜日から金曜日までの8時～18時（年末年始を除く） 1週間に3日以内、1回につき2時間以内	
援助内容	家事援助：調理、洗濯、掃除、買い物等（日常的な内容に限る） 育児援助：授乳補助、おむつ交換補助、沐浴補助、就学前のきょうだいの援助	
利用上の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決まった日時に定期的に利用してください。単発的な利用はできません。</li> <li>・毎回同じヘルパーが派遣されるというわけではありません。</li> <li>・子どもとヘルパーが二人きりになる状況での利用はできません。必ず養育者が目の届く同室内にいらっしゃるようしてください。</li> <li>・支援者がいないことが利用の条件となっているため、派遣時間に利用者以外の保護者や親族、友人等がいる場合は利用できません。</li> <li>・対象妊婦、対象児が不在の時は利用できません。</li> <li>・保育園・幼稚園への送迎については、ファミリーサポートセンター事業を優先してご利用ください。</li> <li>・申請時に支援の検討を行い、ヘルパー派遣の可否についての審査があります。その結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承願います。</li> </ul>	
申込方法	<p>左ページの申請書に必要事項を記入し、子育て支援課へ提出（郵送可）してください。 添付書類が必要な場合はあわせて提出してください。 ※子育て応援ヘルパーを継続して利用する場合、1年ごとに申請書が必要です。</p> <p><b>【申込・問合せ先】 子育て支援課</b> 〒673-0891 明石市大明石町1丁目6-1 パピオスあかし5階 TEL 078-918-5597 FAX 078-918-6191</p>	
添付書類	<p><b>市民税非課税世帯：養育者全員の市民税課税証明書</b> 申請書下部の「課税状況確認に関する同意書」に署名された時は必要ありません。 ただし、明石市に転入された方のうち下記に該当する方は、前住所地の市町村長が発行する課税証明書が必要です。</p> <p><b>【1月～6月に利用開始】</b>：前年1月2日以降に明石市へ転入された方 <b>【7月～12月に利用開始】</b>：当年1月2日以降に明石市へ転入された方</p> <hr/> <p><b>生活保護世帯：生活保護受給証明書</b></p>	

区 分	生活保護世帯	市民税非課税世帯	その他の世帯
1時間あたりの 利用手数料	<b>0円</b>	<b>300円</b>	<b>700円</b>

### ●派遣開始までの流れ

1. 申請書を子育て支援課へ提出（郵送可）
2. 申請書をもとに市職員が聞き取り（アセスメント、約20分）をおこない、派遣の可否を決定
3. 派遣が可となった場合、事業所の調整を開始
4. 事業所決定後、ヘルパー事業者がサービス内容調整のため訪問。訪問後、サービスの開始。

※サービス開始までに最低でも2週間程度かかります。利用開始希望日の約1ヶ月半～2週間前までに余裕をもってお申し込みください。